

公立病院経営強化プランについて

1 公立病院経営強化プランの概要

令和 4 年 3 月 29 日付けで総務省自治財政局長通知が発出され、**公立病院は、令和 4 年度又は令和 5 年度中に「公立病院経営強化プラン」を策定**することとされた。

(プランの期間：策定年度又はその次年度から令和 9 年度を標準)

< 「公立病院経営強化プラン」の内容（総務省資料抜粋） >

持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域の実情を踏まえつつ、**必要な経営強化の取組**を記載

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・機能分化・連携強化

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。

特に、地域において中核的医療を担う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・医師・看護師等の確保（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・医師の働き方改革

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化

- ・施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

- ・経営指標に係る数値目標

また、ガイドラインにおいて、「都道府県は、市町村等が経営強化プランを策定するに当たり、**策定段階から地域医療構想調整会議の意見を聴く機会を設ける**ことなどを通じて地域医療構想や医師確保計画等との整合性を確認する」とされている。